

第二十七回 帝國議會 貴族院議事速記錄第七號

明治四十四年一月十五日(水曜日)

午前十時八分開議

議事日程 第七號 明治四十四年二月十五日

午前十時開議

第一 男爵楫取素彦君、清瀬善三君、鳥越貞敏君請暇ノ件

議(委員長)
(報告)

第二 明治四十三年度歲入歲出總豫算追加案(第三號)

會議(委員長)
(報告)

第三 明治四十三年度特別會計歲入歲出豫算追加案(特第三號)

會議(委員長)
(報告)

第四 明治四十四年度歲入歲出總豫算追加案(第一號)

會議(委員長)
(報告)

第五 東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案(政府提出衆議院送付)

第一讀會ノ續(委員長)
(報告)

第六 民事訴訟法中改正法律案(衆議院提出)

第一讀會ノ續(委員長)
(報告)

第七 裁判所構成法中改正法律案(衆議院提出)

第一讀會ノ續(委員長)
(報告)

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ諸般ノ報告ヲ致シマス

〔河井書記官朗讀〕

一昨十三日内閣總理大臣ヨリ本月十一日御前ニ召サセラレ 勅語ヲ賜ハリ
タル旨ノ通牒ヲ受領セリ

同日本院ニ於テ可決シタル左ノ政府提出案ハ即日裁可ヲ奏請シ又可決ノ旨
ヲ衆議院ニ通知セリ

明治四十一年法律第十一號中改正法律案

作業會計法中改正法律案

同日本院ニ於テ採擇スヘキモノト議決シタル利根川水害豫防工事速成ニ關
スル請願外十五件ノ請願ハ各意見書ヲ附シ即日之ヲ政府ニ送付セリ
同日特別委員會ニ於テ當選シタル正副委員長ノ氏名左ノ如シ

東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案特別委員會

委員長 侯爵花山院親家君 副委員長 男爵石黒忠恵君
民事訴訟法中改正法律案外一件特別委員會
委員長 子爵本莊壽巨君 副委員長 奥山政敬君
同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

明治四十三年度歲入歲出總豫算追加案(第三號)、明治四十三年度特別會
計歲入歲出豫算追加案(特第三號)、明治四十四年度歲入歲出總豫算追加
案(第一號)可決報告書

東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案可決報告書

商法中改正法律案修正報告書

商法施行法中改正法律案可決報告書

非訟事件手續法中改正法律案可決報告書

不動產登記法中改正法律案可決報告書

民事訴訟法中改正法律案可決報告書

裁判所構成法中改正法律案報告書

同日衆議院ヨリ左ノ政府提出案ヲ受領セリ

帝國大學特別會計法中改正法律案

朝鮮ニ於ケル貨幣整理ノ爲生シタル債務ヲ貨幣整理資金特別會計ニ移屬
セシムル件ニ關スル法律案

治水費資金特別會計法案

府縣災害土木費國庫補助ニ關スル法律案

明治四十四年度歲入歲出總豫算案並明治四十四年度各特別會計歲入歲出
豫算案

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件

明治四十三年度歲入歲出總豫算追加案(第二號)

明治四十三年度各特別會計歲入歲出豫算追加案(特第二號)

○議長(公爵徳川家達君) 是ヨリ本日ノ會議ヲ開キマス、議事日程第一、男
爵楫取素彦君、清瀬善三君、鳥越貞敏君請暇ノ件、楫取男爵ハ病氣ニ付キ九
日間、清瀬君ハ病氣ニ付キ十日間、鳥越君ハ病氣ニ付キ十四日間ノ請暇デゴ
ザイマス、是ハ許可イタシテ御異存ゴザイマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第二、明治四十三年度歳入歳出總豫算追加案(第三號)、第三、明治四十三年度特別會計歳入歳出豫算追加案(特第三號)、第四、明治四十四年度歳入歳出總豫算追加案(第一號)、會議、委員長報告、豫算委員長曾我子爵

〔左ノ報告書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ載錄ス以下之ニ倣フ〕

一明治四十三年度歲入歳出總豫算追加案(第三號)

一明治四十四年度歲入歳出豫算追加案(特第三號)

一明治四十四年度歲入歳出豫算追加案(第一號)

右衆議院ヨリ送付シタル各案ヲ審査シ總テ衆議院議決案ノ通可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十四年二月十三日

豫算委員長

子爵曾我祐準

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔子爵曾我祐準君演壇ニ登ル〕

○子爵曾我祐準君 唯今議長ヨリ御宣告ニナリマシタル第二、第三、此二案ニ付イテ先づ二案ヲ纏メテ御報告ヲ致シマス、是ハ一昨日委員ニ付託ニナリ

マシタ案デアリマスガ、一昨日直チニ委員會ヲ開キマシテ一番ニ議シマシタノハ分科ニ付スベキヤ直チニ議スベキヤト云フ問題デアリマシタガ、是モ至急ヲ要スル事件デアリ、且ツ格別に入ッタ問題デモナイニ依ツテ直チニ委員

總會ニ於テ議スルト云フコトニ多數デ決メマシタ、此第一案トニ案ハ共ニ

關聯シタ「ペスト」ニ係ツタ案デアリマス、今日ノ議事日程ノ第二第三ノ兩案ハ相關聯シタ案デ「ペスト」ニ係ツタ問題デアリマス、之ニ付イテハ各方面ニ付イテ隨分種々ナ質問ガ出マシタ、大要ヲ申シマスト是クラキノ費用デ足ルモノデアラウカ、「ペスト」ノ病氣ト云フモノハ如何ニ蔓延スルヤモ分ラヌガ是クラキノ費用デ足ルデアラカト云フ質問モアリマシタガ、政府委員ハ之ニ答ヘテ學者ノ說ニ依ルト大概三箇月クラキデ「ペスト」ト云フモノハ經過シ去ル趣アルカラ、是デ足ル積リト、マア考ヘテ居ルト云フ答辯ヲ得マシタ、ソレカラ又檢疫上ニ付イテ露西亞、並ニ支那、日本ト三國ノ關係ガア

ルニ依ツテ、三國ヲ一致シテ一ツノ指揮ノ下ニヤルヤウニヤツタガ宜イヤウニ思フガ如何ト云フヤウナ問ヒモアリマシタガ、政府委員ハ之ニ答ヘテ事實、支那ト日本ハ殆ド聯合シテヤルヤウナ理窟ニナツテ居ル、ソレカラ又北里博士ガ出張ニナルコトニ付イテモ多少質問モアリマシタ、ソレカラ外務省ハ外務省ノ部分ニ係ル所ニ付イテノ説明ヲサレ、陸軍省ハ又兵營軍人ニ付イテノ「ペスト」ノ豫防法ニ付イテノ説明ヲ與ヘラレマシタ、斯ノ如クシテ審査ハ十分ニ行届キマシタ、然ル上、原案二案共ニ可決スベキモノト決メマシタ、此段御報告ヲ申シマス、第四、是ハ又事柄ガ違ツタ案デアリマスガ、至急ヲ要スル點ハ同一デアリマスガ、事柄ハ甚ダ違ツタコトデ、是ハ英國ニ軍艦ヲ差向ケラル、英國皇帝陛下ノ戴冠式ニ對シテ軍艦二隻ヲ差向ケラル、其費用ノ案デアリマス、其軍艦ハ鞍馬ト利根、鞍馬ハ装甲巡洋艦、ソレト利根、此二艦ヲ差向ケラル、ソレニ付イテノ費用デアリマス、是ハ先例モアルコトデ、英吉利ノ先帝ノトキモ日本カラ參加セシヤウナ例モアルシ、無論之ニ付イテモ異議ハ無ク、是ハ格別ノ質問モ無ク、簡単ナルコトデアリマスカラ、原案通り直チニ可決シマシタ、以上三案共ニ可決シマシタ趣ヲ報告イタシマス

○議長(公爵徳川家達君) 三案トモ束ネテ委員長カラ御報告ヲサレマシタガ、唯今問題ト致シマスノハ議事日程第二ノ豫算追加案デゴザイマス、全部ヲ問題ニ供シマス

○議長(公爵徳川家達君) 全部、同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半數ト認メマス

〔伯爵大木遠吉君發言ノ許可ヲ求ム〕

○議長(公爵徳川家達君) 大木伯爵ハ何デスカ

○伯爵大木遠吉君 私ハ此際御伺ヒ致シマスノデスガ、今日ノ日程ニハ上ボツテ居リマセヌケレドモ、私ハ總理大臣ニ御尋ね致シタイコトガアルノデゴザイマスガ、此席ニ於テ質問シテ宜シウゴザイマスカ

○議長(公爵徳川家達君) ソレハ何ノ問題デアルカ存ジマセヌガ、本日ノ議事日程ニ上ボツテ居ル以外ノコトハ他日ニ御讓リヲ願ヒタイ

○伯爵大木遠吉君 今日ハイケマセヌカ

○議長(公爵徳川家達君) 他日ニ御讓リヲ願ヒタイト今申上ゲマシタ

○議長(公爵徳川家達君) 議事日程第三ヲ議題ニ致シマス、是モ全部問題ト致シマス

○議長(公爵徳川家達君) 全部、同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半數ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 次ニ議事日程第四ヲ問題ニ致シマス、是モ全部ヲ問題ニ致シマス

○議長(公爵徳川家達君) 全部、同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 過半數ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十四年二月十三日

右特別委員長

侯爵 花山院親家

貴族院議長公爵徳川家達殿
〔侯爵花山院親家君演壇ニ登ル〕

○侯爵花山院親家君 唯今問題ニ相成ツテ居リマスル東京府管内八丈島ノ地租ニ關スル法律案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告イタシマス、去ル十三日正副委員長ノ互選ヲ行ヒマシテ、引續イテ委員會ヲ開キマシタ、政府委員ヨリ詳細ナル説明ガゴザイマシテ、委員ヨリモ二三質問ガゴザイマシタ結果、全會一致ヲ以テ可決スベキモノナリト議決イタシタノデゴザイマス、今其要點ヲ申述べマスレバ、此八丈島ノ地租ハ今仍ホ舊幕時代ノ遺制ヲ襲用シテ物品ヲ以テ地租ニ代ヘテ納付シテ居ルト云フ有様デゴザイマシテ、即チ段別ニ依ツテ一町歩ニ付イテ黃紬何反ト云フモノヲ以テ納付シテ居ラノアリマス、併ナガラ是ハ唯今ノ時勢ニ適シテ居ラナイノミナラズ、政府ニ於テモ徵

收上甚ダ困難ヲ感ジテ居ル次第デアリマシテ、又島民ヨリモ金納ニ改メテ欲シイト云フ請願ガ屢々出テ居ルンダサウデアリマス、ソレデ曩ニ沖繩縣デ實行イタシマシタ如ク、八丈島ノ土地ヲ整理シテ根本的ニ納稅賦課ノ基礎ヲ作ルト云フコトハ甚ダムヅカシイノデアリマス、ソレデ差當リ官民ノ不便ヲ避ケル所ノ爲ニ地租ノ納稅額タル黃紬ヲ一定ノ標準價格ニ依リマシテ、現金ニ之ヲ換算シテ納付セシムルト云フノガ本案ノ趣旨デゴザイマス、之ニ付キマシテハ當局デモ特ニ實地ニ就イテ調査ヲ致シマシタ結果、提出セラレタノデアルサウデゴザイマス、委員會ニ於キマシテハ何等議論モゴザイマセヌデ適當ナル案ト認メマシテ原案ヲ確定イタシタノデゴザイマス、此段御報告申上ゲマス、尙ホ簡単ナル……簡單ニシテ明瞭ナル案デゴザイマスカラ、ドウカ讀會ヲ省略サレマシテ直チニ可決アラムコトヲ希望イタシマス

○田中芳男君 讀會省略賛成

○男爵高木兼寛君 讀會省略ニ賛成シマス

○男爵淺野守夫君 賛成

○小野田元熙君 賛成

○子爵本莊壽巨君 賛成

○伯爵萬里小路通房君 賛成

○男爵伊丹春雄君 賛成

○子爵堤功長君 賛成

○男爵金子有卿君 賛成

○男爵原口兼濟君 讀會省略賛成

○男爵眞田幸世君 賛成

○議長(公爵徳川家達君) 花山院侯爵ノ讀會省略ノ動議ニ成規ノ賛成ガアツタト認メマス、花山院侯爵ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 三分ノニ以上ト認メマス

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長（公爵徳川家達君） 御異議ナイト認メマス

○議長（公爵徳川家達君） 議事日程第六、民事訴訟法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、委員長報告、第七、裁判所構成法中改正法律案、衆議院提出、第一讀會ノ續、委員長報告

民事訴訟法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十四年二月十三日

右特別委員長

子爵 本莊 壽巨

裁判所構成法中改正法律案

右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及報告候也

明治四十四年二月十三日

右特別委員長

子爵 本莊 壽巨

貴族院議長公爵徳川家達殿

〔子爵本莊壽巨演壇ニ登ル〕

○子爵本莊壽巨君 唯今問題ニナツテ居リマスル民事訴訟法中改正法律案、裁判所構成法中改正法律案、右二案ノ委員會ノ經過並ニ結果ヲ御報告ニ及ビ

マス此御報告ニ及ビマス順序ト致シマシテ、裁判所構成法中改正法律案ノ方

カラ御報告ヲ申上ゲマス、デ此裁判所構成法中改正案ニ關係ガゴザイマスケ

レドモ、何レモ休暇ヲ廢スルト云フコトニナリマス譯デゴザイマス、休暇ガ

ゴザイマスレバ、特定ノモノヲ除キマスノ外、普通民事ノ如キハ休暇中ハ裁

判ヲ中止イタシマスケレドモ、此案ニ據リマシテ休暇ガゴザイマセヌケレ

バ、總テ之ヲ取扱フト云フコトニナリマスレバ自然淹滯等モゴザイマセズシ

テ至極結構ナル案ト認メマス、又民事訴訟法中ノ改正案ノ第百六十八條、是

モ即チ唯今御報告申上ゲマシタ所ノ裁判所構成法ノ改正ノ結果ニ依ッテ即チ

改正ニナル譯デアツテ、一方ノ休暇ヲ廢シテ仕舞ヒマスレバ、此民事訴訟法

第百六十八條ノ休暇中裁判ノ進行ヲ中止スルト云フ條ハ全ク要ラナイコトニ

ナリマスカラ、是ハ削除ニナリマス譯デゴザイマス、デ此四百四十八條ノコトハ是ハ即チ大審院デ破棄ノ事件ヲ控訴院ヘ再ビ移サレマス時分ニ、本人ノ申立ニ依ッテ他ノ民事部ニ於テ其扱ヒヲサレテモ前其裁判ニ關係シタ所ノ判事ガ其裁判ニ關係スルコトハ出來ナイト云フコトニナリマス、謂ハユル先入主トナルト云フコトヲ避ケルノ意味デゴザイマシテ、是モ至極結構ナコト、存ジマス、右二案トモ政府ニ於キマシテモ全然同意ヲ表サレマシタ、又其取扱上等ニモ聊カ差支ガゴザイマセヌ、殊ニ休暇ノ如キモノハ何モ一定ノ休暇ヲスルト云フヤウナコトデ裁判中止マデモシテスルト云フコトニ付イテハ、一向其理由モゴザイマセヌ譯デゴザイマスカラ、是ハ政府モ何レモ賛成同意ニドウゾ御可決ニナラムコトヲ求メマス、又イツモナガラ此案ハ簡単ナ法案デアリマスカラ讀會ノ順序ヲ省略シテ直チニ可決ニナラムコトノ動議ヲ併セテ提出イタシマス、御賛成ヲ願ヒマス

○伊澤修二君 讀會省略賛成

○伯爵大原重朝君 賛成

○男爵高木兼寛君 讀會省略賛成

○田中芳男君 賛成

○田邊輝實君 賛成

○男爵石黒忠惠君 賛成

○男爵原口兼濟君 讀會省略賛成

○磯邊包義君 賛成

○伯爵柳原義光君 賛成

○伯爵大木遠吉君 賛成

○男爵中川興長君 賛成

○男爵德川厚君 讀會省略賛成

○伯爵松平頼壽君 賛成

○子爵青木信光君 賛成

○議長（公爵徳川家達君） 本莊子爵ノ讀會省略ノ動議ニ定規ノ賛成者ガアツタト認メマス、本莊子爵ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(公爵徳川家達君) 三分ノ二以上ト認メマス

○議長(公爵徳川家達君) 兩案トモ特別委員長ノ報告通り御異存ゴザイマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(公爵徳川家達君) 御異議ナイト認メマス、明後日本會ヲ開キマス、
議事日程ハアトヨリ御通知ニ及ビマス、本日ハ是デ散會イタシマス

午前十時三十三分散會